特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
57	住登外者宛名情報管理に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、住登外者宛名情報管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和光市長

公表日

令和7年10月24日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	住登外者宛名情報管理に関する事務				
②事務の概要	住登外者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により市が備える住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を一意に特定するための番号を付番し、管理する機能を用いて、各業務システムにおける事務遂行上必要な宛名情報を管理する事務を行う。(1)一意に特定する住登外者宛名番号を付番する。(2)住登外者宛名番号に紐づく宛名情報の登録及び変更を行う。				
③システムの名称	統合宛名システム				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
住登外者宛名情報管理ファイル	ı V				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項				
	和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の10の項				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	総務部デジタル推進課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085				
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ				
連絡先	総務部デジタル推進課				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年9月9日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年9月9日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] で機関については、それぞれ	1重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 まなは全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(付	情報提供ネットワークシス	ステムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	죠(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は複数人によるダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・事務取扱者に対し、定期的に情報セキュリティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の定着と意識啓発を図っている。				

9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []內部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育	• 啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセス制御・使用者は定期的に確認報告を受けている				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明